

一 般 質 問 通 告 一 覧

(令和8年6月菊川市議会定例会)

- 1 坪井 仲治 議員 (答弁者：市長)
 - ① 菊川市防災強靱化に向けて P 1

- 2 松永 晴香 議員 (答弁者：市長)
 - ① 菊川の魅力を外へつなぐ挑戦 P 4

- 3 西下 敦基 議員 (答弁者：市長、教育長)
 - ① 計画策定業務の見直しについて P 7
 - ② 公共施設の電気使用量削減について P 8

- 4 白松 光好 議員 (答弁者：市長)
 - ① 犯罪被害者等支援対応について P 11
 - ② 道路の整備計画の現状と今後の方針について P 13

- 5 本田 高一 議員 (答弁者：市長、教育長)
 - ① スポーツ施策と地域活動の連携による健康づくりの推進について P 15

- 6 奥野 寿夫 議員 (答弁者：市長)
 - ① 南海トラフ巨大地震など自然災害への対策について P 17
 - ② 菊川市職員の時間外勤務、休暇取得の状況について P 20

- 7 渡辺 修 議員 (答弁者：市長)
 - ① 頑張る職員が長く活躍できる菊川市役所を目指して P 22
 - ② 年金制度改正に伴う社会保険適用拡大とインボイス制度特例終了が市内小規模事業者に与える複合的影響と経営支援について P 25

- 8 須藤 有紀 議員 (答弁者：市長、教育長)
 - ① 市内中学校の学力について P 27
 - ② 菊川市職員の仕事環境について P 30

- 9 藤原 万起子 議員 (答弁者：市長)
 - ① 大災害時のし尿・汚物処理計画について P 32

② 健康寿命の延伸と地域資源を活かしたウェルネス施策について ……………	P 35
10 黒田 茂 議員（答弁者：市長、教育長）	
① スタグフレーション下における市内経済と行政運営について ……………	P 37
② 学校開校日における猛獣出没時の危機管理体制と児童生徒安全対策について	P 39
11 織部 光男 議員（答弁者：市長）	
① 広報菊川4月号から考えること ……………	P 41
12 石井 祐太 議員（答弁者：市長）	
① 鳥獣対策の今後について ……………	P 43

令和8年5月25日

菊川市長 長谷川 寛彦 様

菊川市議会議長 赤堀 博



一 般 質 問 に つ い て

令和8年6月菊川市議会定例会において、次の質問をされる予定であるから、あらかじめ通知いたします。

質 問 者 ：坪井 仲 治	
質問事項1 ：菊川市防災強靱化に向けて	
【質問要旨】 <p>国土強靱化とは、地震や集中豪雨などの大規模自然災害が発生しても、致命的な被害を避け、迅速に復旧・復興できる「強さ」と「しなやかさ」を持つ国・地域を平時から築く取組です。人命保護、社会機能維持、財産・公共施設被害の最小化を目指し、ハード・ソフト両面で事前防災を推進しています。</p> <p>事前防災は、災害後の復旧ではなく、事前の対策で被害を最小化し、結果として全体のコスト（人命、経済損失）を抑える考え方です。対策として、河川堤防、ダム、学校の耐震化などのハード面と、ハザードマップ整備、避難計画策定、デジタル技術活用などのソフト面を一体的に進めることが重要で、政府は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として、激甚化する風水害や老朽化インフラ対策を集中的に実施しています。雨水貯留施設設置による洪水被害軽減や避難所の整備として、学校施設の耐震化や空調の設置が行われています。</p> <p>菊川市では、「菊川市防災対策強靱化事業基本計画」に従って、市南部地域の浸水対策を実施するとともに、災害対策本部と被災地を結ぶ幹線道路（掛川浜岡線小笠バイパス）の冠水対策を目的とした黒沢川流域の治水対策を実施します。また、災害発生時に災害対策本部の機能が確実に発揮できる災害対策本部棟の設備等の市役所敷地一帯の防災強靱化が進められています。</p> <p>現在、災害発生防止のハード面での対策が進められていますが、ソフト面での対策も更に進めていく必要があります。また、市民の皆さんの地震、台風、洪水などの被害を最小限に抑える「防災・減災」の行動が必要です。例えば、非常（避難）用持出袋、飲料水、非常食の備えや、家具の固定や宅内での避難経路の確保、ハザードマップの確認による避難経路と避難場所の把握等は少なくとも準備しておく必要があります。</p>	【答 弁 者】 市 長

防災対策強靱化事業が進められている菊川市の災害対策の強化に関するこれからの施策について伺います。

質問1 大雨などに関する新たな防災気象情報の提供が5月28日から始まりましたが、この新気象情報に対する菊川市の対応について伺います。また、河川氾濫情報や土砂災害情報に関して、その対象エリアを細分化した情報の発信が可能か伺います。

質問2 被災地の要望を待たずに国が支援物資を調達・輸送する「プッシュ型支援」を本格実施した2016年の熊本地震では、被災者の手元に物資が届かない「ラストワンマイル問題」が露呈しました。これは、支援物資の受入れから輸送の体制が確立していなかったことが原因であったとのことですが、菊川市の支援物資受入や配送の体制について伺います。

質問3 大規模災害の場合には、避難所以外の車中泊避難者が多く発生します。市内のグラウンドや駐車場で車中泊のスペースはある程度確保されていると思いますが、車中泊エリアの管理や支援の体制等について伺います。また、車中泊避難者はふくらはぎ等に血栓ができやすく、エコノミークラス症候群になる方が出るそうですが、これをケアする施策について伺います。

質問4 国土交通省は、2024年の能登半島地震の教訓を踏まえて、大規模災害時に下水管の応急復旧を優先させる箇所を事前に選定しておくよう、自治体に求める方針とのことですが、菊川市の下水道BCPの改定の必要性について伺います。

質問5 災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化推進を基本理念に、「無電柱化の推進に関する法律」が2016年12月に施行されました。市内全域を無電柱化するのは不可能かと思いますが、防災拠点や医療機関へのアクセスに影響を与える可能性のある電柱については、そのリスクをなくすために地中化を検討する必要がありますが、無電柱化に関する施策について伺います。

質問6 熊本地震の死者数のうち約8割が災害関連死とされる一方、申請された関連死の認定率は約3割だとされていますが、認定のハードルが高く申請をされていない遺族も多いとされています。菊川市では、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正で、災害弔慰金等支給審査委員会の設置を行いました。熊本地震における災害関連死の認定状況の当委員会への反映等について伺います。

質問7 大規模災害時に都道府県から被災地に中長期派遣できる技術職員の事前登録の見通しが全国的に立っていないそうです。静岡県は、どちらかといえば目処が立っているとのことですが、絶対数が少ないと思われます。菊川市の災害発生時の復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用について伺います。

質問8 国土交通省によると、令和7年12月19日現在、国内には道の駅が1,231駅あります。その内の79駅が、大規模災害時等の広域的な防災拠点となる「防災道の駅」に選定されています。菊川市には道の駅がありませんが、防災拠点としての「防災道の駅」の可能性について伺います。

質問9 令和8年4月21日の静岡県市長会4月定例会で防災対策4項目を東海市長会の総意として作成されましたが、その内容に関する菊川市の施策について伺います。

質問者：松永晴香

質問事項1：菊川の魅力を外へつなぐ挑戦

【質問要旨】

市長は令和8年度施政方針において、菊川市に関わる皆さまの想いや挑戦がまちの力となること、そして菊川市のもつポテンシャルを最大限に引き出し、魅力を高め、住みたいまちづくりに全力で取り組む考えを示されています。

また、施政方針では「躍動する新たな魅力で可能性を切り拓くまち」を掲げ、市内事業者の成長支援として、事業承継アンケートの実施や中小企業等奨学金返還支援制度など、人材確保や事業継続に向けた支援が示されています。

さらに、市民や菊川市で活動する多くの人の「やりたい」「やってみたい」が実現することは市全体の元気につながることも述べられており、私はこの考え方は、市内事業者の皆さんが市外や県外へ向けて挑戦していく取組にも通じるものだと考えます。

市内の個人店や小規模事業者の中には、自ら販路拡大のため、市外や県外のイベント、物産展、催事等に出店し、商品やサービスの魅力を発信している方がいます。こうした取組は、単に個店の売上向上にとどまるものではなく、「おいしいお店がある」、「菊川らしい商品がある」という認知を通じて、「それが菊川市にあるお店なんだ」、「菊川市にはこんな魅力があるんだ」と、まちの認知度向上にもつながる可能性があります。これら事業者の挑戦がきっかけとなって、菊川市を訪れてみたいと思う人が増えたり、ふるさと納税などを通じて地域を応援したいと思ってもらうことにもつながる可能性があります。

私は、市長の言う「菊川市のもつポテンシャル」には、自然や立地、農業などの地域資源だけでなく、市内で日々頑張っている事業者の技術や商品力、発信力、そして外へ向けて挑戦する力も含まれているのではないかと考えます。施政方針の中でも、駅北エリアのまちづくりにおいて「ポテンシャルを生かし」、その結果として確保できる税収を市全体のまちづくりに還元していく考えが示されており、この発想は市内事業者への支援にも生かせるのではないのでしょうか。

一方で、意欲があっても、出店料、旅費、運搬費などの費用負担や人手不足などを理由に、市外・県外での出店に踏み出しにくい事業者も少なくないと考えます。そうした中で、他自治体では、宮城県石巻市、鹿児島県枕崎市、栃木県那須烏山市のように、市外・県外での物産展やイベント出店を、単なる個店支援ではなく、

【答弁者】
市長

販路拡大や自治体の魅力発信、地域経済の活性化につながる取組として位置づけ、支援制度を設けている事例があります。菊川市においても、現在進めている事業承継や人材確保の支援に加え、市内事業者が外へ向けて挑戦しやすい環境を整えることは、事業者の成長支援をさらに一步進めることになり、結果として菊川市の魅力発信、来訪促進、関係人口の拡大、ひいては地域経済の活性化や税収確保にもつながる可能性があると考えます。

そこで、本市においても、市内に店舗や事業所を有する事業者が、市外や県外のイベント、物産展、催事等に出店する際の支援について、個店の販路拡大にとどまらず、菊川市のポテンシャルを引き出し、魅力発信や地域経済の活性化につなげる施策として検討できないか、市の考えを伺います。

質問1 施政方針において、菊川市のもつポテンシャルを最大限に引き出し、魅力を高めていく考えが示されていますが、市は市内事業者が市外や県外へ出て挑戦することを、菊川市の魅力を外へ発信し、まちのポテンシャルを引き出す取組の一つとしてどのように認識しているか伺います。

質問2 施政方針では、市内事業者の成長支援として、事業承継アンケートの実施や中小企業等奨学金返還支援制度が示されていますが、事業承継や人材確保に加え、市外・県外への出店による販路拡大支援も必要ではないか、市の考えを伺います。

質問3 市内の個人店や小規模事業者が、市外や県外のイベント、物産展、催事等へ出店することは、個店の売上向上にとどまらず、「菊川市にある店」「菊川市ならではの商品」として本市の認知度向上や魅力発信につながるほか、菊川市を訪れてみたいと思うきっかけづくりや、関係人口の拡大、地域経済の活性化にもつながる可能性があると考えますが、市の見解を伺います。

質問4 現在、本市として市外や県外に向けて、物産展、観光PR、特産品販売などの形で出店や発信を行っている取組があるのか。またそれをどう分析評価しているか伺います。

質問5 意欲があっても、出店料、旅費、運搬費などの費用負担や人手不足により、市外・県外への出店に踏み出しにくい事業者もあると考えますが、市はこうした課題をどのように捉えて

いるか伺います。

質問6 他自治体では、石巻市、枕崎市、那須烏山市のように、市外・県外での物産展やイベント出店を、販路拡大や自治体の魅力発信につながる取組として支援している事例があります。本市においても、市内事業者が市外や県外のイベント、物産展、催事等へ出店する際の支援制度を検討できないか伺います。

質問7 直ちに補助制度の創設が難しい場合でも、まずは商工会や関係団体と連携し、市内事業者の出店ニーズや課題を把握した上で、菊川市の魅力発信や地域経済の活性化につながる支援のあり方を検討できないか伺います。

質問8 出店支援にとどまらず、将来的にはアンテナショップのような継続的な発信拠点の可能性も含め、本市の魅力を外へ発信していくあり方について研究する考えはあるか伺います。

質問者：西下敦基

質問事項 1：計画策定業務の見直しについて

【質問要旨】

自治体においては、各部署で様々な計画・方針・プランなどが策定されており、当市においても個人では把握ができないほどの数及びボリュームがあると感じております。予算審査や議案説明においても、計画作成に要する委託費用が適正なのか、庁内で独自に作成すれば予算の削減ができるのではないかと、計画作成に労力を取られて市民サービスの向上などの実際の効果までつながっているのか、など疑問を感じていました。

現在、国においても計画策定等における地方分権改革の推進において、効率的・効果的な計画行政に向けた「ナビゲーション・ガイド」が策定されるなど、自治体に対する計画策定業務の改善が進められています。

このような流れの中、一例として令和5年9月にされた兵庫県西宮市議会議員の一般質問の内容を紹介いたします。西宮市の外部に公開していないものを除く現在効力を持っている計画は127件となり、策定に当たってコンサルティング会社等に支払った委託料の総額は約3億9千万円、印刷費の総額は約1,700万円であり、この中には策定年度が古く、金額不明のものや、審議会委員への報酬等は含んでいないものとなっていました。計画等の中には、法律で策定が義務づけられているものや、国から補助金を受けるための条件となっている場合があり、計画の127件のうち法的義務のないものは62件、補助金などの条件になっていないものが102件、両方の条件に該当するものは52件存在していました。議員の意見としては、この52件について、策定の必要性を精査すること。理念的な記載が多く、実務との結びつきの弱いものや、市の内部でしか活用されていないと考えられるものは策定自体を取りやめるべきである。計画がなくても適切に施策を実施することも可能と考えられるものもある。また、策定自体は必要と認められる計画等であっても、内容や手順の簡素化は欠かせず、計画の中には100ページを超えるものも複数存在しているが、労力や費用を鑑みれば、必要最低限のボリュームとするべきである。策定に向けた手順についても、審議会の開催やパブリックコメント、それらに伴う複数回の議会説明など、多くの段階を経ているが、本質的な議論の場だけを残し、形式的な手続はできる限り省くべきである。とあり、自分としても大いに共感いたしました。特に小さな自治体ほど計画策定にかかわる労力が大きいのではないかと懸

【答弁者】
市長

念しており、少しでも職員の労力削減及び計画がより有効性のあるものとなることを願い、以下質問します。

質問1 各部局において計画などの策定を実施するにあたり、法律で義務付けがされているもの、補助金などの条件になっているもの、法的義務のないものなどの確認はされているのか伺います。

質問2 補助金の条件になっていないものや法的義務のない計画等について、統合や削減、最低限の記載にとどめるなどの方針があるのか伺います。

質問3 計画策定の委託料について、職員の負担軽減のために活用されていると理解をすることができますが、独自で作成したものは行政の思いがより一層反映できる計画となるのではと感じており、委託料の削減や、必要性について見解を伺います。

質問者：西下敦基

質問事項2：公共施設の電気使用量削減について

【質問要旨】

公共施設の電気使用量削減について、照明のLED化及び空調の自然冷媒ガスへの交換による取組について質問を行います。

まずは照明のLED化について、2023年11月3日に閉幕した「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議」で、2025年コンパクト蛍光灯製造禁止から始まり、2027年蛍光灯の完全製造禁止が決定されました。2027年時点でLED化できていない施設は安定器や蛍光灯の寿命が来たら不点灯となり、これからの膨大な需要が予想されており、早期の対応が必要と感じております。LED資材の需要が高まり、生産待ちの製品が出てきている状況の中、所有する全施設のLED化を終えた自治体はまだ少数で、予算化した自治体や民間企業からの発注が始まると、さらに製品が手に入りにくくなるとも考えられています。

「第3次菊川市地球温暖化対策実行計画・事務事業編・後期実行計画・令和5年3月策定」の市内施設のLED化率は26.37%であり、施設によっては0%から100%と状況により様々な対応となっており、さらに効率的に進めていくべきではないかと感じております。

このような状況の中、リースを活用したLED化事業について紹介します。ある事業者のサービスでは、メリットとしてリースを活用することによりLED化の新規費用が必要なく、かつ、財政メリットが生じる。LED照明器具メーカーの10年間保証により経年劣化で将来発生する修繕費の大幅削減に貢献する。税金を有効に使う省エネ公共事業として地元電気工事会社を通じ、地域経済に貢献する。2030年カーボンニュートラル中間目標年に向けた自治体行動計画の取組の大きな一歩となる、などの利点があり、地球温暖化への対応及び長期的な財政を考えた上で有用であると考え、当市のLED化への取組が必要であると考えます。

次に、空調の自然冷媒ガスへの交換について、照明に並び光熱費の多くを占めているものが空調となります。設備を交換するのではなく、熱を運ぶ「冷媒ガス」を従来のフロンガスから炭化水素系の自然冷媒ガスに交換を行う手法で、交換されるガスはフロンより分子が大きく軽いガスとなるため、機器への圧力を抑制することにより、3～6割の消費電力を削減し、CO2排出量も減らせるために脱炭素施策としても有益であり、世界的な脱フロンの流れの中、日本でも進みつつある手法となっています。さらなるメ

【答弁者】

市長
教育長

リットとして、圧力が抑制されることによる機器の長寿命化やフロン点検が不要となります。

以上のような節電施策を進め財源確保につなげて行くことは、ほかの市民サービスの充実や財政健全化につながるものと考えられ、より良い市政運営に資することを期待し質問します。

質問1 令和5年3月の第3次菊川市地球温暖化対策実行計画策定時から、LED化率ほどの程度の向上が図られているのか。また、2027年に蛍光灯の製造が禁止されていくが、このことについての見解について伺います。(資料1：第3次菊川市地球温暖化対策実行計画51P)

質問2 リースを活用したLED化事業について、サービスを行っている事業者の資料では電気使用量削減率では約64%～78%、投資回収は約4年～9年と試算がされております。CO2削減も進むこととなり導入自治体も増加しているなか、当市においてもこのような事業の導入を検討していくべきと考えますが教育部局も含め見解を伺います。

質問3 空調の自然冷媒ガスへの交換について、幅広い空調システムに適応がされて運転時間や使用頻度の高い業種に適しているものとなっています。費用対効果として想定される回収期間としては、空調機器の稼働時間が24時間運転の場合の交換費用の回収期間は約1年2か月、8時間運転の場合は約3年と見込まれ、費用については分割年数と使用状況によって、電気料金の削減分のみで導入費用を賄い、追加の負担がなく導入することも可能となっています。このような取組の導入について教育部局も含め、市の見解を伺います。

質問4 今回の質問内容では電気使用量削減を提案しており、それに伴って温室効果ガスの排出量の削減もされていきます。目標においては2013年度を基準年度とし、2030(令和12)年度までに50%の削減を目指しています。大変高い目標値と感じており、現時点の排出量の数値を伺います。また、リースを活用したLED化の推進や空調ガス交換の活用をして削減を推進していくべきと考えますが見解を伺います。(資料2：第3次菊川市地球温暖化対策実行計画22P)

質問者：白松光好

質問事項1：犯罪被害者等支援対応について

【質問要旨】

令和2年4月1日施行の菊川市犯罪被害者等支援条例、犯罪被害者等支援条例施行規則、令和3年3月制定の犯罪被害者等支援推進計画について質問させていただきます。この条例が施行された直接的なきっかけは令和元年に発生した京都での事件が大きく関わっていると話を伺っておりますが、その前から犯罪被害者等支援条例の制定話は出ていたと伺ったことがあります。その後何が大切かの判断が非常に大切になり、今やこの犯罪被害者等支援に関する条例が制定されていない県・市町の方が少ない状況になっているのが現状です。そういう中で、今後は条例の中身が問われる時代となってきていると強く感じております。その中で菊川市犯罪被害者等支援条例、菊川市犯罪被害者等支援条例施行規則、犯罪被害者等支援推進計画を確認させていただき何点か疑問に感じ、実際に当事者から意見をいただきました。今回はその意見を参考にして質問をさせていただきます。同時に今回の菊川市犯罪被害者等支援条例の対応に関して非常に秘匿性の高い内容となり、かなりプライバシーに踏み込まなければならず、対応に苦慮することであることは承知の上で質問させていただきます。

【答弁者】
市長

質問1 菊川市犯罪被害者等支援条例、犯罪被害者等支援条例施行規則が制定された時の状況を伺います。

質問2 今回の改正で、犯罪被害者等支援推進計画の見直し期間を1年とした理由を伺います。

質問3 犯罪被害者等支援推進計画見直しでパブリックコメントを行わないとなっております。パブリックコメントを行わなければ真の生の声が反映されないと思いますが、今回実施しない理由を伺います。

質問4 菊川市犯罪被害者等支援条例施行規則内で見舞金の請求期間は被害が発生してから1年となっております。犯罪被害者等と言っても内容はまちまちで、状況もまちまちであると思います。中には躊躇して被害者より犯罪被害者見舞金等を申請しにくいことも十分に考えられます。条例で請求期間を1年とし

た理由を伺います。

質問5 他自治体の犯罪被害者等支援条例を調べてみますと自治体により請求期間の長短が見受けられます。参考に東京都豊島区では7年、性犯罪被害者は12年との請求期間が設けられています。いつまで犯罪被害者支援金が請求できるかは、被害者意識を考えた時とても大切なことです。菊川市の請求期間を長期にする予定はないか伺います。

質問6 犯罪被害者は心の傷が癒えることは無いと伺っております。菊川市犯罪被害者等支援条例が真に犯罪被害者に寄り添ったものとするために、今後条例等の見直し時に考えなければならぬことは何であると考えているかを伺います。

質問者：白松光好

質問事項2：道路の整備計画の現状と今後の方針について

【質問要旨】

広域避難道路整備の現状を把握するために、菊川市都市計画道路整備プログラムを確認させていただきました。昨年度末に掛浜バイパス南側の菊川市分担分が開通し、菊川市の合併時より課題であった南北道が開通し利便性が向上しました。過去私の地元先輩議員が一般質問で、西方高橋線北工区の着工については、掛浜バイパス南側の見通しが立ち次第着工計画をしていくとの答弁をいただいたと伺っております。菊川市都市計画道路整備プログラムでも、この西方高橋線北工区は中・長期整備路線と位置づけされており、おおむね令和9年度以降に予定されているとただし書がついております。掛浜バイパス南側が昨年度末に目処が立った現在、西方高橋線北工区の着工を一日も早く計画に移していただき、早期に具体化していただきたいと切に願います。

もう一点は、菊川市の人口集中地帯であるJR菊川駅周辺から北進し国道1号に向けて進む大規模災害時広域避難道路の必要性について、改めて菊川市の取組予定を確認させていただきます。最近市長のお話の中で菊川駅北から国道1号へのアクセス道路の必要性をよく耳にします。しかし、先の2月議会で同僚議員の質問でもありました国道1号につながる道路の必要性については、現時点で計画もなく今後の予定までは決まっていないとの答弁でした。菊川市を安心して安全な住みやすいまちにするためにも道路整備は大変重要であると考えられます。令和8年度の施政方針にもあります菊川駅周辺と駅北地域の利便性向上や広域避難にも重要な国道1号へのアクセス道路は非常に大切な道路と位置づけができると思います。

将来の菊川市を考えたとき、今後計画される道路は私たちではなく未来の菊川市を担ってもらう子どもたちのための道路となります。このことを踏まえて質問させていただきます。

質問1 菊川市道路整備で南側エリアの整備が整い、今後北側エリアの整備が急がれる中で今後の北側エリア道路整備について菊川市の取組姿勢を伺います。

質問2 掛浜バイパス南側菊川市分担分が開通した今、西方高橋線北工区の早期事業化が望まれます。今後の工事予定と具体的

【答弁者】
市長

な取組予定を伺います。

質問3 菊川市内で時間帯によって発生している交通渋滞の解消を考えた時、西方高橋線北工区の開通が交通渋滞緩和に効果があると考えますが、その点について菊川市の見解を伺います。

質問4 現状では駅北から国道1号線に通じる道路が予定されていませんが、最近の市長のお話しによく出る駅北から国道1号に通じる道路は、駅北を住みよいまちとして機能させるために大変重要だと考えます。市長として駅北から国道1号に通じる道路の整備計画を具体化し加速させる予定を伺います。

質問5 道路整備を将来に向けてのまちづくりに非常に大切なものとする必要があります。菊川市は今後道路整備をどのように考え、計画していくのかを具体的に伺います。

質問者：本田高一

質問事項1：スポーツ施策と地域活動の連携による健康づくりの推進について

【質問要旨】

本市においては、「第2次菊川市スポーツ振興基本計画」及び令和8年度施政方針に基づき、スポーツの推進や健康づくり施策が進められております。また、社会教育課においては「ステップアップ講座」、長寿介護課においては「フレイル予防教室」など、市民の健康づくりを目的とした各種事業が長年にわたり実施されております。これらの取組は、市民にとって運動や健康に触れる「きっかけづくり」として大変意義のあるものであり、その役割は十分に評価されるべきものであると認識しております。一方で、講座や教室終了後に、市民が継続的な活動へとつながっていく仕組みについては、さらに充実を図る余地があるのではないかと感じております。実際には、受講者と講師との関係性をきっかけに自主的な活動へ発展している事例も見受けられますが、こうした活動を地域全体のスポーツ振興や健康づくりへ、より効果的につなげていくためには、行政施策と地域活動との連携をさらに深めていく必要があると考えます。

また、社会教育課及び長寿介護課において、それぞれ健康づくりに関する事業が実施されておりますが、対象や目的に共通する部分もあることから、庁内における役割分担や連携体制を整理することで、より効果的な施策展開につながるのではないかと考えております。

このような中、他自治体においては、健康づくり施策を庁内横断的に整理し、地域団体と連携することで、市民の継続的な活動へとつなげている事例も見られます。本市においても、行政が「きっかけづくり」を担い、その後の継続的な活動については地域の受け皿へとつなげていくという役割分担のもと、施策を有機的に連携させていくことが重要であると考えます。

さらに、スポーツ振興基本計画に位置づけられている地域スポーツ活動についても、持続的な運営体制の確保や支援のあり方について、今後さらに検討を深めていく必要があると認識しております。今後は、これまでの「単発の教室型施策」から、市民が自ら学び、理解し、継続的に行動できる「仕組みづくり型施策」へと発展させていくことが重要であると考えます。そのためには、「市民が健康について学び、理解する場」、「継続的に活動できる地域の受け皿」、「多世代が交流できる環境」を一体的に整備していく必要があります。

【答弁者】

市長
教育長

また、医療、介護予防、スポーツ、さらには交流を含めた一体的な視点に立ち、庁内横断的な連携のもとで総合的に施策を推進していくことが、「健康都市菊川」の実現につながるものと考えます。こうした観点から、健康づくり施策を「点」から「線」、そして「面」へと展開し、市民の行動変容を支える持続可能な仕組みへと発展させていく必要があると考え、以下の点について伺います。

質問 1 現在実施されている社会教育課及び長寿介護課の健康関連事業について、役割分担や連携についてどのように認識しているのか。また、今後どのように整理・充実していく考えか伺います。

質問 2 各種健康・スポーツ教室終了後の継続的な活動への接続について、市はどのように認識しているのか。また、今後どのように充実を図っていく考えか伺います。

質問 3 行政が担う健康づくり施策と地域における活動との役割分担について、どのように整理し、連携を図っていく考えか伺います。

質問 4 スポーツ振興基本計画に位置づけられている地域スポーツ活動の持続的な運営に対する支援について、現状の課題と今後の方向性をどのように考えているのか伺います。

質問 5 医療、介護予防、スポーツ及び多世代交流を一体的に捉えた「健康都市」の実現に向けて、庁内横断的な取組をどのように進めていく考えか、所見を伺います。

質問者：奥野寿夫

質問事項1：南海トラフ巨大地震など自然災害への対策について

【質問要旨】

今年1月で能登半島地震から2年、阪神・淡路大震災から31年となりました。また、3月に東日本大震災から15年、4月には熊本地震から10年とそれぞれ節目を迎え、改めて地震災害の悲惨さと対策の必要性を痛感させられる年になりました。

いずれも痛ましい災害でしたが、とりわけ地震の直接の被害から助かった、助けられたにもかかわらずその後命を失ってしまった「災害関連死」が今もなお問題となっています。災害関連死が初めて認識されたのが31年前の阪神・淡路大震災でしたが、15年前の東日本大震災では3,810の方が災害関連死で亡くなり、熊本地震でも災害関連死が「直接死」を上回る228人（約8割）、能登半島地震でも「直接死」を上回る503の方が亡くなっています（2026年5月12日現在）。

なお、能登半島地震では石川県だけで8,108棟の住家が全壊し、災害関連死を除く死因の約4割が「圧死」、約2割が「窒息・呼吸不全」で、多くの方が倒壊した建物の下敷きとなったとみられています。

昨年9月の政府の地震調査委員会の発表では、南海トラフを震源とするマグニチュード8～9級の巨大地震について、今後30年以内の発生確率を「60～90%程度以上」としており、南海トラフ巨大地震の切迫性が高まっています。

昨年3月に国が公表した南海トラフ巨大地震の被害想定によると、静岡県内では、最悪の場合、約34万6千棟が全壊・焼失し、建物の倒壊により約1万2千人、火災により約1千9百人の死者数が推計されています。また、災害関連死が発生することも想定されています。

国においては、今年度、中長期的視点から我が国の防災の在り方を構想するとともに、徹底した事前防災、発災時から復旧・復興までの一貫した災害対応の司令塔となる防災庁が設置されます。また、菊川市では来年度の完成を目指して災害対策本部棟の新築工事が進められています。

地震そのものは避けることはできませんが、これまでの被災の知見を活かして、地震による被害、とりわけ発災直接の被害と関連死のそれぞれを無くしていく必要があります。

そこで、最近の制度改正なども踏まえ、以下について質問します。

【答弁者】
市長

質問1 事前防災では、耐震改修促進法による建築物の耐震化が重要です。これまで1981年6月の新耐震基準に適合することをめざし、静岡県の耐震化プロジェクト「TOUKAI-0」「耐震改修促進計画」に基づいて、木造住宅の耐震化が進められてきたと思いますが、2025年度末の菊川市の耐震化率を伺います。

質問2 本年3月、静岡県は2026年度から2030年度を計画期間とした第4期の「耐震改修促進計画」を策定し、今年度から「TOUKAI-0」に代わる新たな事業体系「TOUKAI-0+（プラス）」がスタートしました。県の新たな計画策定と事業の開始を受けて、菊川市として耐震改修計画の改定と「TOUKAI-0+（プラス）」への対応状況について伺います。

質問3 静岡県の第4期耐震改修促進計画では、対象建築物が「現行の耐震基準の施行以前に建築に着手された建築物又は地震により被害を受けた建築物若しくは経年劣化が進んだ建築物」とされました。これは、熊本地震では震度7の地震が2回発生し、1回目は地震に耐えることができたものの、そのダメージにより2回目で倒壊に至るものがあったこと、さらに新築時は耐震性能が確保されていても、時間の経過とともに、ひび割れや変形、老朽化などに見舞われ、経年劣化による耐震性能の低下が懸念され、適切なメンテナンスが行われていない建築物が見られることによるものです。一方、補助対象は従前の新耐震基準以前のままとなっています。現行の耐震基準の施行以前に建築に着手された建築物などへの対応について伺います。

質問4 耐震化が進まない理由の一つに工事費の負担の問題があります。現在の制度では工事費用を全額支払った後でないと補助金が下りないため、申請者が工事費をいったん全額用意する必要があります。そのため、自治体によっては、施工業者に補助金の請求や受領を委任する「代理受領制度」を導入しています。この制度では申請者は実際の工事費から補助金を差し引いた額を用意すればよく、耐震補強に取りかかりやすくなり、導入した自治体では効果をあげています。静岡県下でも以前から実施していた富士宮市、焼津市などに加え、最近では静岡市、浜松市、沼津市、藤枝市なども導入しました。昨年導入した静岡市では好評のため、木造住宅の耐震補強だけだった対象を、今年度から耐震シェルター整備、ブロック塀の耐震促進などに

も適用しています。菊川市でも代理受領制度を導入すべきではないか伺います。

質問5 一昨年12月、能登半島地震の経験やスフィア基準等を踏まえて、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」などが改定されました。スフィア基準とは人道憲章と人道対応に関する最低基準です。被災者の権利を守り、被災者の人権を尊重し、災害関連死の減少に寄与するものです。これまでの一般質問でもとりあげられていますが、避難所の生活環境について現状を伺います。

ア. トイレの確保について、避難者の想定数とトイレの備蓄数がスフィア基準を充足しているか伺います。

イ. 食事の質の確保について、温かい食事の提供のために、キッチンカーや調理人の派遣、セントラルキッチン方式の活用などが検討されているか伺います。

ウ. 生活空間の確保について、1人当たり最低3.5㎡の居住スペースの確保と適度な高さのベッドの確保の見通しを伺います。

質問6 能登半島地震の教訓等を踏まえ、昨年7月、災害対策基本法・災害救助法が改正されました。このうち、被災者支援の充実として、救助法の救助の種類として新たに福祉サービスの提供が規定されました。福祉サービスには、災害派遣福祉チーム（DWA T）の在宅・車中泊避難者への派遣等も想定され、平時からの連携体制の構築も必要とされています。今後どのように連携体制を構築していくのか伺います。

質問者：奥野寿夫

質問事項2：菊川市職員の時間外勤務、休暇取得の状況について

【質問要旨】

人事院は昨年8月、国家公務員の「人事管理に関する報告」で、「過重な超過勤務は、職員の心身の健康を損ない、組織の活力を低下させる」などとして、超過勤務の縮減が最重要課題であるとしています。特に「月100時間や平均月80時間の上限を超える超過勤務は、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いとされており、まずはこのような超過勤務の最小化が喫緊の課題である」としています。

総務省も、繰り返し、地方公共団体における時間外勤務の上限規制、健康確保措置の実効的な運用についての通知を出しています。

一般職の地方公務員に適用される労働基準法第32条は「使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させてはならない。」「2 使用者は、1週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き1日について8時間を超えて、労働させてはならない。」と規定しています。同法第33条で、公務のために臨時の必要がある場合や災害その他避けることのできない場合に、職員に上限時間を超えた時間外勤務を命ずることが可能となっていますが、あくまで臨時の必要や災害等の例外的な場合を想定したものです。

「菊川市定員管理計画」では、権限移譲に伴う業務増加や多様化する行政需要への対応等により、現状の計画人数を維持することは困難な状況が生じており、育児休業等を取得する職員の増加に伴い、職員数は変わらなくても実際に勤務可能な職員数は減少していることから、業務量に見合った正職員の確保が必要としています。菊川市は、類似する人口規模に近い自治体と比較しても、最も少ない職員数となっています。総務省の定員回帰指標からも必要な職員数を下回っている状況です。

市民からも「菊川市庁舎は遅くまで照明がついている」「サービス残業をしているのではないか」といった心配の声が寄せられています。職員の増員にいっそう尽力していただくとともに、職員の時間外勤務を削減し、サービス残業の根絶、休暇の取得促進などで、職員が健康で生き生きと市民のために働きやすい職場としていただくために、以下について質問します。

質問1 職員の勤務時間の把握・管理が、客観的な方法によりさ

【答弁者】
市長

れているか伺います。

質問2 直近3か年の市職員の平均時間外勤務時間数の推移を伺います。

質問3 原則として月45時間・年360時間とする残業時間の上限が設定されているか、長時間勤務者に対する医師による面接指導に係る指針等を整備しているか伺います。

質問4 月100時間や平均月80時間の上限を超える超過勤務の実態を伺います。

質問5 例外的に上限時間を高く設定する他律的業務の比重の高い部署が指定され、当該職員に周知されているか伺います。

質問6 時間外勤務の縮減とサービス残業の根絶に向けて、どのように取り組んでいるか伺います。

質問7 休日・時間外勤務手当の支給対象外となっている管理職についても、時間外勤務の縮減を進めているか伺います。

質問8 年次有給休暇、夏季休暇などの休暇の取得は進んでいるか伺います。

質問9 男性職員の育児休業等の取得が進んでいるか伺います。

質問10 職員の確保・増員に向けた取組を伺います。

質問者：渡辺修

質問事項1：頑張る職員が長く活躍できる菊川市役所を目指して

【質問要旨】

菊川市においては、現在、職員の離職率が特別に高いわけでは
ありません。しかし、総務省の令和4年度調査など最新の動向を
見ますと、地方自治体における普通退職者数は10年前と比較して
約2倍に急増しており、特に20代・30代といった若手職員の離職
が全体の約3割を占めるなど、これまでの「公務員は安定してい
る」という常識が通用しない時代を迎えています。

現場の実態として、責任感が強く、仕事に対して真摯に向き合
う職員ほど業務が集中しやすい傾向があることを、日頃から強く
感じております。こうした状況は、一見すると組織が円滑に機能
しているように見えますが、その事実は特定の職員の過重な負担
によって支えられているに過ぎず、持続可能な職場環境とは言い
難いものです。

慢性的な業務の偏りが続けば、当該職員の心身への負担が蓄積
されるだけでなく、バーンアウト(燃え尽き)による休職や離職の
リスクが高まり、行政サービスの継続性にも甚大な影響を及ぼし
かねません。以前は家庭の事情による退職が大半でしたが、現在
は「より専門性を活かしたい」というキャリアの多様化に加え、
「業務負担と給与が見合わない」といった切実な不満も背景にあ
ります。特に中堅・若手職員の段階でこうした状況に直面するこ
とは、本人のキャリア形成への意欲を損ない、「この組織では長く
働き続けられない」という印象を植え付ける決定的な要因とな
ります。

こうした課題に対し、民間企業ではソニーグループの「社内公
募制度」やサイボウズの「100人100通りの働き方」など、「ここに
居たい理由をつくる」積極的な職場設計へと転換しています。地
方自治体でも、神戸市の副業許可制度、さいたま市の政策提案制
度、横浜市の1on1ミーティング、さらには若手定着に向けた奨
学金返済支援など、人材の「流出阻止」と「新たな確保」に向けた
先進的な取組が加速しています。

本市においても、DX推進や複雑化する福祉ニーズなど、限られ
た人員で増大する業務に対応していくためには、職員が長期にわ
たってやりがいを持ち続けられる環境整備が不可欠です。業務の
適正分散と属人化の解消を図り、職員一人ひとりの頑張りが正当
に報われる仕組みを整えることが、持続可能な行政運営と質の高
い市民サービスの維持につながると確信しております。

【答弁者】
市長

以上の背景と問題意識を踏まえ、以下の点について市の考えを伺います。

質問1 特定の職員に業務が集中している実態について、市としてどのように把握しているか伺うとともに、時間外勤務の実績や業務量調査などの状況を踏まえ、業務の偏りを解消するための適正配置に向けて、具体的にどのような取組を行っているか伺います。

質問2 業務が特定職員に属人化し、当該職員しか内容を把握していない状況は、休暇取得を困難にするとともに行政サービスの継続性にもリスクをもたらしますが、複数職員による業務の共有・分担体制の構築について、現状と今後の方針を伺います。

質問3 職員が担当業務以外にも挑戦できる機会を設けることは、能力の幅を広げ、長期的なモチベーションの維持にもつながると考えますが、さいたま市のように庁内公募制度や政策提案制度を活用し、意欲ある職員に挑戦の場を与える取組について、本市の現状と今後の拡充の考えを伺います。

質問4 横浜市では、上司と部下の1 on 1 ミーティングやキャリア面談を制度化し、業務負担の偏りや職員の意欲低下を早期に把握・解消できる仕組みを整備していますが、本市における上司・部下間の定期的な面談制度の現状と、今後の導入・拡充の意向を伺います。

質問5 神戸市や生駒市のように、職員が勤務時間外に地域活動や副業に参画することを積極的に認め、多様な経験を本業に還元できる環境を整える自治体が増えていますが、本市における副業・兼業・地域活動参画に関する現行の規定と、今後の運用拡充の方針について伺います。

質問6 人材を安定的に確保していくためには採用段階からの工夫も重要であり、即戦力となる社会人経験者や専門知識を持つ人材の積極的な中途採用、さらには若手職員の定着に資する奨学金返済支援などの導入も含め、長期的な視点での計画的な人材育成・確保計画の策定について市の見解を伺います。

質問7 頑張る職員の意欲をさらに高めるためには、個々の能力発揮や成果、主体的な挑戦を適切に評価し、処遇や昇進等に反映させる仕組みが不可欠と考えますが、現在の人事評価制度の運用状況と、頑張りが報われる組織づくりに向けた評価・表彰制度の更なる改善への考えを伺います。

質問者：渡辺修

質問事項2：年金制度改正に伴う社会保険適用拡大とインボイス制度特例終了が市内小規模事業者に与える複合的影響と経営支援について

【質問要旨】

令和7年に成立した年金制度改正法により、本年4月から段階的な制度改正が開始されています。中でも、市内小規模事業者にとって死活問題となるのが、本年10月に予定されている社会保険の加入対象拡大、いわゆる「106万円の壁」の撤廃であります。週20時間以上働く短時間労働者は、賃金要件を問わず社会保険加入の対象となり、事業者には新たな社会保険料の事業主負担が発生いたします。

ここで極めて深刻なのは、この負担増が、令和8年2月定例会でも指摘いたしました「インボイス制度の経過措置終了」と完全に重なる点です。本年9月末をもって、納税額を売上税額の2割に抑える「2割特例」が終了し、10月からは仕入税額控除の特例も80%から50%へと大幅に縮小されます。つまり、小規模事業者は、これまで経営を下支えしてきた激変緩和措置が剥ぎ取られる「崖っぷち」の状況において、追い打ちをかけるように社会保険料の追加負担を迫られることとなります。

特に本市の基幹産業である茶業や農産品加工業においては、収穫期や製茶時期といった多忙期に集中してパートタイム労働者に支えられている実態があります。一律の「週20時間以上」という基準が適用されれば、事業主は社会保険料負担を避けるための「シフトカット」を余儀なくされ、それが結果として収穫期の深刻な労働力不足を招き、地域の生産基盤を揺るがしかねません。また、飲食業等においては、消費税の仕入控除の対象とならない人件費や社会保険料の割合が元来高く、今回の複合的な負担増は資金繰りを直接的に圧迫する「二重苦」の構造を生じさせます。

さらに、この影響は一時的なものではありません。令和9年以降の企業規模要件の段階的撤廃を経て、令和11年10月には、飲食・宿泊業等の個人事業所への全面適用とインボイスの少額特例終了が同時に控えております。将来にわたるこの「負担の連鎖」を直視し、個別の制度改正としてではなく、事業者が直面する全体の負担構造を一体的に把握した支援が不可欠です。

赤字であっても逃れられない税と社会保険料の負担が、地域の安定雇用や事業継続を阻害しないよう、市の認識と今後の支援策について以下伺います。

【答弁者】

市長

質問1 令和8年10月に「2割特例の終了」と「社会保険適用拡大」が重なることで、市内小規模事業者のキャッシュフローが受ける複合的な衝撃を市はどうか認識しているか伺います。

質問2 繁閑の差が激しい茶業や農業関連事業者において、20時間の壁による「雇用抑制」や「労働力不足の深刻化」が生じる懸念に対し、市独自の対策はあるか伺います。

質問3 飲食業や小売業など、人件費比率が高く消費税負担が大きくなりやすい業態における、社会保険料負担増による経営への影響をどのように分析しているか伺います。

質問4 令和11年に控える個人事業所への適用拡大に向け、単発の支援ではない、数年スパンでの「経営継続計画」の策定支援に取り組む考えがあるか伺います。

質問5 インボイス（税務）と社会保険（労務）の複合課題に対応するため、税理士と社会保険労務士が連携したワンストップの相談体制を構築する考えがあるか伺います。

質問6 在職高齢年金の基準額引上げに伴う高齢者雇用や、就労条件の見直しについて、産業支援センターや商工会との連携による個別指導を強化する考えを伺います。

質問7 社会保険料負担と消費税納税額負担を避けるための安易な「人材派遣・業務委託への切り替え（外注化）」が、地域の雇用安定や所得環境を損なうリスクについて、市の認識を伺います。

質問8 厳しい経営環境にある市内小規模事業者を守るため、市として固定費負担の軽減や利子補給など独自に踏み込んだ対策を検討する余地はあるか伺います。

質問者：須藤有紀

質問事項1：市内中学校の学力について

【質問要旨】

近年、全国的に学力低下や不登校の増加、インターネットを介した新たないじめなど、子どもを取り巻く教育環境は大きく変化してきています。AIやSNSが広がる中、単なる知識だけでなく学校教育を通じた人格の形成や、情報判断力、自分で考える力がこれまで以上に重要になっています。

確かな学力を身に着けた子どもたちが育つことは、菊川市にとっても重要です。神戸大学佐野教授によれば、人口減少時代で労働力不足が懸念される中、基礎学力の向上が生産性の向上に寄与するという研究結果が出されています。また、神戸大学計算社会科学センターの西村特任教授は、基礎学力、特に数学が身につけている人の方が、平均所得が高い傾向にあるとの研究結果を示し、小・中学校で身に着けるべき母国語、算数・数学、理科、社会、英語といった基礎学力の確かな定着が個人と社会の発展の礎になることを示しています。20年後、30年後、労働力不足が予想される中で、生産性をあげなければ社会を維持していくことは困難です。未来社会を担う上で、学力は大変重要になってくると予想されます。

菊川市における全国学力調査テストの推移を見れば、全国平均以上の点数をとりつつ数学の成績が向上している学校がある一方、全国平均を下回る人が多い学校もあります。後者は、過去10年間では全国平均を下回るが多かったものの、過去4年間の平均点は国語・数学ともに上昇傾向にあり、学力の向上が顕著にみられることも特徴的です。

人口減少社会が進む中、確かな学力をもつ子どもたちを育てることは、生産性の向上をもたらし、知識・技術の向上、社会に対する付加価値の創出という意味で大変重要だと考えます。子どもたち自身にとっても、一生懸命勉強することは自分の将来の可能性を広げることに繋がります。また、「努力した者には努力しただけの道が開ける」という経験をする中で人格が磨かれ、努力して「わかった」、「できた」という経験が、自己肯定感を高めることに繋がります。

個人と社会、両方へプラスに働く点、学力の向上を目指すことは大変重要だと考えます。以上を踏まえ、菊川市内中学校の学力について、以下のとおり質問します。

【答弁者】
教育長

質問1 本市の中学校教育について、学力の重要度をどのように捉え、指導していく方針なのか伺います。また、市内学力調査テストの結果をどのように分析しているか考えを伺います。

質問2 家庭との連携について、どのような取組をされているか伺います。先述した佐野教授によれば、家庭とテストスコアの関係性について、親の関与時間が学力向上と比例しない点を指摘しています。最初は親の関与がプラスに働きますが、それ以降は子ども自身の時間の使い方が大きく作用するとのことです。自学自習について、どのような方針で指導されているか伺います。

質問3 教育委員会の自己点検・評価報告書では、「ICT環境等を生かした魅力ある授業づくり」において「『授業がよくわかる』は少し減少している」が、9割が肯定的な評価をしているため「日々の授業は充実していると考えられる」と分析しています。ICT教育の効果についてどのように分析しているか伺います。

質問4 SNSやインターネットを通じて大量の情報が流れる中、正しい情報を読み取る力が重要となってきました。文章を正確に読み取り、情報を比較・分析し、論理的に考える力をつけることは重要と考えますが、読解力向上、情報リテラシー教育、考える力の醸成についてどのように取り組んでいるか伺います。

質問5 学力向上には学校の先生方の力が不可欠です。令和4年度の教員勤務実態調査では、平成28年度と比較して「授業（主担当）」、「朝の業務」の時間が増加し、「学校行事」、「学年・学級経営」、「生徒指導（集団）」の時間が減少したといます。本市における実態を伺います。また、教員業務支援員の配置等で授業準備以外の運営業務にかかわる負担軽減は図られているか、現状も併せて伺います。

質問6 こえのもりしずおかで集められた子どもたちのリアルな声の中には、学習についていけない、理解度が違うためつまづきを感じている、授業に工夫がほしいといった声も寄せられて

いるようです。自己点検評価シートでは学校が楽しいと感じる子どもが多い結果となっていますが、現状をどのように捉えているのか、また、学習進度の違いについてどのように対応していくのか、考えを伺います。

質問7 学校間競争を促すことで学力向上に一定の効果が見込まれると考えますが、市内3中学校間での学力比較は可能か伺います。

質問8 市内2中学校においては、令和4、5年から学力調査テストの平均点が右肩上がりに向上していますが、その要因を分析しているか、伸び悩んでいる1校の原因はどこにあると考えられるか、見解を伺います。

質問者：須藤有紀

質問事項2：菊川市職員の仕事環境について

【質問要旨】

本年1月にLINEリサーチが発表した「中高生のなりたい職業ランキング」では、高校生の男女共に、「国家公務員・地方公務員」が1位となりました。昨年に引き続いての1位であり、「安定性」「社会貢献」「人を助けたい」など、より現実的な理由が挙げられています。

一方、公務員採用試験の倍率は、国・地方共に下降傾向にあるようです。静岡県職員の令和7年度求人倍率は、最も採用者数の多い行政1の試験で1.9と、過去最低を記録したようです。人口減少が進む中、「なりたい職業」として人気を集めていたとしても、将来的には職員のなり手不足が懸念されます。

こうした状況の中で、人材不足の中でどのように人材を確保していくか工夫すると同時に、今いる職員の離職を防ぐことも重要だと考えます。本人のライフプランに基づくステップアップとしての離職は応援したいですが、市役所の仕事にやりがいを感じているのに離職してってしまうケースは、何らかの対策を講じる必要があると考えます。

市役所業務は多岐にわたるため、業務が細分化されて少人数で担当する事が多いと推察しますが、いかに組織として仕事をするかが重要と考え、以下のとおり質問します。

質問1 市役所職員の業務はなんのためにあるのか、理念共有は行っているか伺います。

質問2 人事異動はどのような基準で行っているのでしょうか。職員の希望を聞いたうえで適正な配置を心掛けていると思いますが、どういった観点から人事異動を行っているのか伺います。

質問3 議会一般質問の折に何度か提言がなされていますが、エキスパート職員の育成は可能か伺います。本人の将来的にやりたい仕事を聞き、特定分野希望者はプロフェッショナル人材として育成することも重要と考えます。また、法規に関すること等、専門性の高い分野については、例えば2人体制長期10年の在籍とし、5年ごとに新しい人材と入れ替える等、途切れず知識・技能の継承が行える工夫も必要と考えますが市の見解を伺

【答弁者】
市長

います。

質問4 組織の細分化によって特定の職員に仕事が集中し、負担が増加する可能性も懸念されます。また複数の目で業務を見ることでミスを防ぐことも可能と考えますが、組織編成の考えを伺います。

質問5 資格取得者や長所を生かす人事評価の一環として、一定の資格取得者に給与面でインセンティブを与える考えはあるか伺います。

質問6 菊川市は、職員がユニークな観点から小さなチャレンジを重ね、メディアや他自治体から評価されるケースがよく見られます。チャレンジする職員を応援する体制はとっているか伺います。また、チャレンジして事業を成功させた職員をどのように評価しているか伺います。

質問7 部下とのコミュニケーションについて、どのような指導を行っているか、部課長職のマネジメントについて考えを伺います。また、関連する研修等の受講実績も併せて伺います。

質問8 部下がミスをした時などの指導の際、コーチングでは「褒める→叱る→期待する」のプロセスが推奨されていますが、指導法について方針、もしくは研修受講等はあるか伺います。

質問9 アンガーマネジメントプログラムを導入する企業もありますが、当市において管理職研修等への導入の考えはあるか伺います。

質問10 市役所職員には、「自分の仕事は市民生活に直結している、4万7,000人の暮らしに直接影響する業務だと思うとやりがいを感じる」と語ってくれた職員もいました。優秀でやる気のある職員が退職の道を選ぶことなく、いきいきと働ける職場環境が実現してほしいと思っています。こうした職場環境の実現に向けた市の方針を伺います。

質問者：藤原万起子

質問事項1：大災害時のし尿・汚物処理計画について

【質問要旨】

南海トラフ巨大地震の発生が危惧される中、避難所運営やライフライン復旧と並び、市民生活と健康を守る上で極めて重要なのが、災害廃棄物・し尿及び汚物の処理体制であります。

能登半島地震では、上下水道の長期停止により、避難所や住宅地で大量の汚物や生活ごみが滞留し、悪臭や衛生環境の悪化、感染症リスクの増大が大きな問題となりました。また、災害廃棄物の仮置場不足や収集体制の混乱により、復旧・復興の妨げにもなりました。

特にトイレ問題については、これまで質問してまいりましたが、携帯トイレや簡易トイレを使用した後の「汚物をどう保管し、誰が、どこへ、どのように運搬・処理するのか」という出口の部分について、市民に十分周知されているとは言えません。

静岡県環境整備事業組合が作成した「災害時のトイレ対策の手引」では、災害時のトイレ対策は「命と健康を守る重要な衛生対策」であり、携帯トイレの備蓄だけでなく、し尿処理、保管、回収、仮設トイレの運用、女性や高齢者、障害者への配慮、衛生管理まで含めた総合的な対策が必要であるとされています。

また、同手引では、市町に対し、平時からの具体的な運営計画や訓練、市民周知、関係機関との連携体制構築の必要性も示されています。

当市では、(有)菊川生活環境センターや(有)小笠衛生等との協定を締結しているとのことですが、実際に大規模災害が発生した場合、それぞれの施設自体が被災する可能性もあります。加えて、道路寸断、燃料不足、人員不足、広域被災による応援体制の遅れなど、平時の想定どおりには機能しないことも十分考えられます。

また、避難所だけでなく、在宅避難者から発生する一般ごみ、携帯トイレ、し尿、使用済み衛生用品等の排出量は膨大になることが想定されますが、市民は「どこに置けばいいのか」「いつ回収されるのか」「燃えるごみと一緒によいのか」など、具体的な対応方法をほとんど知りません。

災害時においては、「出す側」である市民の理解と、「回収・運搬・処理を担う側」の具体的な実行計画が両輪でなければ、衛生環境は維持できません。特に夏場は悪臭や感染症発生の危険性も高まり、避難生活の継続が困難になることも懸念されます。

【答弁者】
市長

さらに、近年では災害時専用の「便袋専用収集袋」を導入し、携帯トイレや汚物を一般ごみと分けて収集・保管する自治体があります。感染症対策や作業員の安全確保、収集効率向上の観点からも有効とされておりますが、当市では導入されておられません。そこで伺います。

質問1 地域防災計画及び災害廃棄物処理計画において、し尿及び汚物の処理について、発災直後から復旧期までどのような体制を想定しているか伺います。

質問2 災害時のトイレ対策の手引では、携帯トイレの備蓄だけでなく、し尿の保管・回収・運搬・処理まで含めた計画の必要性が示されています。当市では、避難所及び在宅避難を含め、どのような処理計画となっているか伺います。

質問3 (有)菊川生活環境センターや(有)小笠衛生等との協定内容について、実際の災害時にはどのような役割分担となっているか。また、それぞれの施設が被災した場合の代替計画や広域連携はどのようになっているか伺います。

質問4 能登半島地震では、災害廃棄物仮置場の混乱や分別不足が問題となりました。避難所及び在宅避難者から発生する携帯トイレ、簡易トイレ等のし尿や使用済み衛生用品等の汚物について、保管場所、回収方法、搬送方法など、市民への周知はどのように考えているか伺います。

質問5 災害時のし尿収集運搬業務の不足、道路寸断、作業員不足等も想定されますが、し尿収集運搬体制の維持についてどのような計画となっているか伺います。

質問6 携帯トイレや汚物の処理については、「使う備え」だけでなく、「捨てる備え」が極めて重要であります。災害時のトイレ対策の手引の内容も踏まえ、市民一人一人に対し、し尿・汚物処理の流れを日頃から理解していただく必要があると考えますが、今後どのように啓発を進めていくか伺います。

質問7 災害時専用の「便袋専用収集袋」を導入し、携帯トイレなどのし尿や汚物を一般ごみと分別して回収する仕組みを整備することは、衛生管理や感染症対策、収集作業の安全確保に有効と考えますが、当市として採用を検討する考えはあるか伺い

ます。(資料1：災害時便袋専用収集袋)

質問8 大規模災害時には、環境部門、危機管理部門、上下水道部門、避難所運営部門等の横断的な連携が必要不可欠です。特にし尿・汚物等の対策について、庁内横断で初動体制整備が必要と考えますが、当市の見解を伺います。

質問者：藤原万起子

質問事項2：健康寿命の延伸と地域資源を活かしたウェルネス施策について

【質問要旨】

静岡県は、健康寿命日本一という強みを背景に、令和7年度から令和10年度までを計画期間とする「第一期静岡ウェルネスプロジェクト」を推進し、地域資源や未利用食材を活かした未来型食品の開発、健康・医療データを活用したエビデンスやパーソナライズに基づく新たなサービスの創出、さらにはスポーツや観光分野との連携を通じて、産業振興と健康寿命の延伸を一体的に進めようとしています。

当市においても、令和8年度施政方針では、3歳児健診における推定一日食塩摂取量の測定による健康寿命延伸への取組、重層的支援体制「つながる窓口 きくLink」、認知症施策推進計画を包含した次期計画の策定、堀之内体育館整備や休日部活動の地域展開、てん茶製造に向けた補助制度の創設や海外ECを活用した菊川茶の販路拡大、点群データ活用やAIデマンド運行等の先進技術の研究など、多くの関連施策が示されている。

また、当市では「第3次菊川すこやかプラン」において、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を掲げ、「食育・食生活」「運動」など6つの領域による健康づくりを進めているほか、「第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」においても、地域包括ケアシステムの充実、介護予防、多様な就労・社会参加、ICT利活用などが位置付けられています。

こうした中、近年は「長寿」を単に寿命の長さとして捉えるのではなく、健康で、生きがいを持ち、地域の中で役割を持ちながら活躍できる期間をいかに伸ばすかという、いわゆるロジジェビティの考え方が注目されています。当市においても、温暖な気候、豊かな自然環境、深蒸し茶をはじめとする食の地域資源、地域コミュニティのつながりといった強みを活かしながら、健康長寿と地域活性化を一体的に進めていく視点が、今後ますます重要になると考えます。そこで、伺います。

質問1 当市は、健康寿命の延伸をどのように捉え、市民の健康づくりに取り組んでいるのか。また、令和8年度施政方針に示された3歳児健診における推定一日食塩摂取量の測定や、これまでの「茶ちゃっと！出張健康チェック」などの取組を、今後どのように市民の行動変容や疾病予防につなげていく考えか伺

【答弁者】
市長

います。

質問2 静岡県が推進する「静岡ウェルネスプロジェクト」について、当市はどのように連携し、地域活性化や産業振興につなげていくか。特に、食品、スポーツ、観光、健康・医療データの活用といった県の方向性を踏まえ、当市として深蒸し茶、農業、食、地域フィールドなどの強みをどのように生かしていくのか伺います。

質問3 健康・医療・介護分野におけるデジタル技術やAIの活用について、当市としてどのような可能性を考えているか。また、「第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」に位置付けられている介護分野でのICT利活用をどのように現場支援へつなげていくのか伺います。

質問4 市民が健康で生きがいを持ち、長く活躍できる社会を目指すロジビティの考え方について、当市はどのように認識しているか伺います。

質問5 県が進める健康寿命延伸やウェルネス関連施策、そしてロジビティの視点を踏まえ、当市は、今後のまちづくりにどのように活かしていくか。特に、令和8年度施政方針に掲げる「幸福」や「躍動」のまちづくりの方向性の中で、健康長寿を、福祉施策にとどまらず、産業振興、交流、地域参加、デジタル活用、地域資源の磨き上げと一体的に進めていくべきと考えますが、所見を伺います。

質問者：黒田茂

質問事項1：スタグフレーション下における市内経済と行政運営について

【質問要旨】

経済は生き物であり状況は常に変化します。日本経済はコロナ禍を経て経済行動が大きく様変わりしました。現在は物価高騰、人手不足、原材料費上昇、金利上昇など、事業経営を取り巻く環境が極めて厳しい状況となっています。帝国データバンク等の調査では、倒産件数は増加傾向にあり、加えて休廃業・解散を含めれば、全国で年間約8万件規模で事業所が市場から消失しています。さらに、中東情勢の悪化による原油・ナフサ価格上昇は、包装資材やプラスチック製品をはじめ、多業種へ波及しつつあり、先行き不透明感が強まっています。このように、景気停滞下にもかかわらず物価上昇が続く、いわゆる「スタグフレーション」的状況は、地域経済や自治体財政、市民生活へも大きな影響を及ぼすものと考えます。そこで、本市における現状認識と今後の対応について、以下質問します。

【答弁者】
市長

質問1 市内景気動向について市内事業者、とりわけ中小・零細企業を中心とした現在の景気動向について、市としてどのように認識しているか伺います。

質問2 金利上昇による影響について金融緩和政策の転換に伴う金利上昇は、借入依存度の高い中小・零細企業へ大きな影響を与えると考えます。

市内企業への影響について、現時点での認識を伺います。

質問3 2024年問題・2025年問題と廃業増加への認識について労働環境の整備や経営者の高齢化、後継者不足、人口減少等により、今後さらに廃業が増加することが懸念されます。本市における現状認識と今後の見通しを伺います。

質問4 市内不動産・住宅市場の状況について都市部ではマンション価格や不動産市況に価格下落へ変化の兆しが見られますが、本市における住宅地・商業地・空き家を含めた不動産市場の現状認識を伺います。

質問5 市内企業の事業承継・M&Aについて後継者不足等を背景に、近年は中小企業においてもM&Aによる事業承継が増えています。本市における実態把握と支援の考え方について伺います。

質問6 全国的に建設資材価格上昇と、人手不足、更にはナフサショックで建設資材不足の現状であります。市内大型事業の事業費や工期にも影響を及ぼすと考えます。一例として災害対策本部棟及び堀之内体育館一体整備事業の施工業者との契約上、事業費と工期についての取り決め内容を伺います。

質問7 産業支援センター「EnGAWA」の支援方針について現在の経済環境下においては、創業時点から資金計画や物価変動リスクへの対応が重要であると考えます。

産業支援センター「EnGAWA」における創業希望者への助言や支援内容に変化があるのか伺います。

質問8 小笠高校農場跡地への企業進出について原材料費高騰や設備投資負担増により、企業の進出判断は慎重化してくる事が想定されます。小笠高校農場跡地への企業誘致において、現在の経済状況が足かせとなる懸念について、市の認識を伺います。

質問9 市税収入への影響について物価高騰や景気停滞、事業所減少は、今後の市税収入にも影響を及ぼす可能性があると考えます。法人市民税、固定資産税、個人市民税を含め、今後の税収見通しについて市の認識を伺います。

質問者：黒田 茂

質問事項2：学校開校日における猛獣出没時の危機管理体制と児童生徒安全対策について

【質問要旨】

2025年度全国の熊出没件数が5万件超でした。うち静岡県内は200件であったことが環境省より公表されました。この状況下において昨年末、菊川市内において熊の出没が確認されました。幸いにも学校休業期間中であったため、児童生徒の人的被害や大規模混乱には至りませんでした。これが通常の登校日であり、通学時間帯や下校時間帯に発生していた場合、市及び教育委員会は迅速かつ適切な対応が可能であったのか、大きな課題を残した事案であると考えます。

昨今、全国的に熊の市街地出没が増加しており、従来の「山間部の問題」ではなく、「学校近接地・住宅地への出没」を前提とした危機管理体制の構築が求められています。特に児童生徒は自力避難能力や危険判断能力が十分ではなく、学校・教育委員会・警察・市危機管理部局が連携した即応体制が不可欠であります。

そこで、本市における学校開校日を想定した具体的対応について、以下質問します。

質問1 開校日に熊が出没した場合の初動対応について、通学時間帯に市内通学路周辺で熊が確認された場合において登校中止、自宅待機、学校内待機、集団下校、保護者引渡し等の判断は、誰がどの時点でどの権限により決定するのか伺います。

質問2 熊出没時における学校現場への情報伝達について、教育委員会、市危機管理部局 警察 学校長 のうち、どこが指揮・起点となるのか。また、保護者への緊急連絡について、メール配信、アプリ通知、電話連絡、防災行政無線などを含め、確実な連絡体制は確立されているのか伺います。

質問3 本市において「熊出没時における学校対応マニュアル」は存在するのか。存在する場合、登校前、授業中、下校時、放課後活動中、学校外活動中それぞれの対応基準は明文化されているのか伺います。

質問4 通学路安全対策について市は通学路周辺における河川敷、茶畑、雑木林、空き地、用水路沿い、住宅縁辺部など、熊が移動・潜伏しやすい危険箇所を把握しているのか伺います。

【答弁者】

市長
教育長

質問5 自然災害時・人的災害時との対応の違いについて本市では、地震、豪雨災害、不審者侵入、刃物事件、交通事故、火災など、自然災害及び人的災害に対しては、避難訓練や危機管理マニュアルが整備されていると認識しています。一方で、熊出没のような「野生動物による危機事案」については、自然災害や人的災害と異なる特殊性を有していますが、市はどのように位置付けているのか伺います。

質問6 今後の対応について昨今の熊出没事案を教訓として、熊出没想定訓練、学校・警察・猟友会合同訓練、通学路危険箇所総点検、保護者参加型避難訓練等を実施する考えはあるのか伺います。

質問者：織部光男

質問事項1：広報菊川4月号から考えること

【質問要旨】

広報菊川4月号では、施政方針の抜粋として、市民・企業・行政で夢叶い幸せのまちをつくっていく。人口減少には「緩和策」「適応策」が重要です。「行政は最大のサービス業」の実現。とあり基本的な取組として「子育ての環境整備」「防災力の強化」「幸福の実感できるまち」「暮らしを支えるまち」「可能性を切り拓くまち」「新たな財源を創り出すまち」とあります。これらを具現化出来れば理想社会ですが、美辞麗句の羅列だけで終わらないことを願います。次に主要事業があり、22の事業紹介があります。その中の地球温暖化対策の推進では温室効果ガス削減目標の見直しが挙げられていますが、生ごみをいつまで燃やし続けるのですか？

次に令和8年度予算大綱の歳入・歳出一般会計235億9,800万円が記載されています。私が危惧するのは自主財源が45%の106億2,897万円。依存財源は55%の健全財政とは程遠い数値です。自主財源がなくて基本的取組は出来るのでしょうか？また歳出の経常的経費が80%占めています。財政は硬直化状態です。市の会計には特別会計と公営企業会計もあります。3つの会計の総額は447億3,812万円です。市債残高は一般会計令和8年度末で172億3,140万円、公営企業会計では130億6,900万円、合計で約303億円あります。令和8年度の公債費（借金返済）は一般会計で19億5,128万円の支出です。市債（新たな借金）は7億7240万円。一般会計で1年間の減少額は11億7,888万円です。自主財源は106億4,628万円しかありません。市債残高は自主財源の何倍までは許容できると考えていますか？私には危機意識があまりにも低いと言わざるを得ません。これからの財政の問題点は収入減少・扶助費の増加・インフラ整備費の増加・金利の上昇がはっきりしています。令和2年0.77から財政力指数は4年間下がり続けて。令和6年は0.68です。この数値が1.0以上になると不交付団体になり国からの交付金は出なくなり健全財政の証明になります。菊川市もそうなりたいものです。それでは市民が感じている疑問について、「子育ての環境整備」、「脱炭素」、「財政」の3点を質問していきます。

質問1 子育ての環境整備としてオンライン相談は必要と考えていますか。

【答弁者】
市長

質問 2 生ごみの再利用化は何年後になりますか。

質問 3 生ごみの再利用化は温室効果ガス削減目標の見直しにも貢献できるのではないですか。

質問 4 焼却炉規模を小型化することで支出を減らせますが、なぜそのような提案をしないのですか。

質問 5 新たな財源を創り出すと取組にありますが、目標金額を教えてください。

質問 6 実質公債費比率は令和 6 年度は 8.1%でしたが令和 7 年度は何%でしたか。

質問 7 市債残高はこれからの労働人口・市税減少時代を考えると限度額は何億と考えていますか。

質問 8 市長在任中の財政力指数低下は何が要因と分析していますか。

質問 9 市長は令和 8 年度当初予算に不安は感じませんか。

質問者：石井 祐太

質問事項1：鳥獣対策の今後について

【質問要旨】

近年、全国的に鳥獣による農作物被害や生活環境被害が深刻化しています。

その背景には、人口減少や高齢化、耕作放棄地の増加、山林管理の不足など、地域を取り巻く環境の変化があると考えられます。

本市においても、イノシシやハクビシン等による農作物への被害に加え、茶園法面の掘り起こし、民家周辺への出没など、被害の範囲が拡大している状況が見られます。

さらに、令和7年12月には菊川市内でもツキノワグマの目撃情報があり、市民に大きな不安を与えました。

全国ではクマによる人的被害も発生しており、鳥獣対策は農業被害対策だけではなく、市民の安全確保という観点からも重要性が高まっています。

こうした中、令和7年9月には、市街地や住宅集合地に出没したクマやイノシシ等に対し、自治体判断による緊急銃猟を可能とする改正鳥獣保護管理法が施行されました。

迅速な対応が期待される一方で、制度改正の内容や適用条件について、市民への周知や理解促進が十分とは言えない状況もあると感じています。

また、対策を支える猟友会や狩猟者についても、高齢化や担い手不足が進んでおり、特に維持管理や手続負担の大きい猟銃保持者をどのように確保・維持していくかが、今後の捕獲体制を維持する上で重要な課題になっていると考えます。

加えて、近年ではニホンジカの生息域拡大も指摘されており、本市においても今後、農業被害や山林被害の拡大が懸念されます。そのため、従来の対策に加え、地域住民・行政・狩猟者が連携した新たな防除体制や、情報共有体制の構築が必要であると考えます。

そこで今回は、「鳥獣被害の現状と被害防止計画の実効性」、「地域一体となった防除対策への支援」、「持続可能な捕獲体制」について、以下質問します。

質問1 本市における近年の鳥獣被害について、被害件数・被害額・対象鳥獣をどのように把握・分析しているか伺います。

質問2 農作物被害だけでなく、民家周辺への出没や生活環境被

【答弁者】
市長

害について、どのような方法で情報収集・記録・可視化を行っているか伺います。

質問3 現在の鳥獣被害防止計画について、どのような成果指標を設定し、実際にどの程度効果があったと認識しているか伺います。

質問4 現在実施している防護柵設置補助制度について、利用状況や効果をどのように評価しているか、また、柵以外の対策支援について検討しているか伺います。

質問5 クマやイノシシ等の出没時について、農業者や通学路利用者を含む地域住民へ、リアルタイムで情報共有する体制をどのように構築しているか伺います。

質問6 令和7年9月施行の改正鳥獣保護管理法により、緊急銃猟が可能となりましたが、本市ではどのような状況を想定し、どのような運用体制を整備しているか伺います。

質問7 猟友会や捕獲従事者の高齢化・人員不足について、本市としてどのように認識しているか、また今後の課題をどのように捉えているか伺います。

質問8 持続可能な捕獲体制維持のためには、若手狩猟者の確保・育成が重要であると考えますが、狩猟免許取得支援や研修支援等について、現在の取組と今後の方向性を伺います。

質問9 猟銃保持には更新手続や維持費用など大きな負担があります。特に有害鳥獣駆除を担う猟銃保持者について、本市として維持・確保をどのように支援していく考えか伺います。

質問10 捕獲した獣について、ジビエ利用や資源活用等を含め、どのような利活用を行っているか、また今後の可能性についてどのように考えているか伺います。